

## 池田市規則第 22 号

## 池田市立多世代交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、池田市立多世代交流センター条例（令和 8 年池田市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(老人福祉エリア及び交流エリアの範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定により池田市立多世代交流センター（以下「センター」という。）に設ける老人福祉エリア及び交流エリアの範囲は、別図のとおりとする。

(開館時間及び休館日)

第 3 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、老人福祉エリアの供用時間は、午後 5 時 30 分までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 1 土曜日
- (2) 1 月から 11 月までの各月の末日
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで（第 1 号に掲げる日を除く。）

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時にセンターの開館時間（老人福祉エリアの供用時間を含む。）及び休館日を変更することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 4 条 条例第 7 条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第 6 条及び第 7 条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 指定申請は、池田市立多世代交流センター指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

（指定管理者の候補者の要件）

第5条 条例第8条の規定による指定管理者の候補者の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 条例第7条の事業計画書に記載されている管理の内容が、条例第1条に規定するセンターの設置目的に照らし、及び条例第4条に規定する事業の実施に当たり、効果的かつ効率的なものであること。
- (3) 前号に規定する管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（候補者選定の結果の通知）

第6条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立多世代交流センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第7条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立多世代交流センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（老人福祉自主活動団体の登録）

第8条 条例第10条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 5人以上で構成された団体であること。
- (2) その構成員において代表者、会計を担当する者及び会計監査を担当する者を定めていること。ただし、併任を認めない。
- (3) 当該団体の目的、組織、運営等に関し明らかにした会則、規約その他こ

れに類する書類（第3項第2号において「会則等」という。）を有していること。

2 条例第10条の規定による登録（以下「登録」という。）は、1か年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 登録（前項の更新による登録を含む。以下同じ。）を受けようとする団体は、老人福祉自主活動団体登録申請書（様式第4号）に次の各号（同項の更新の場合にあっては、第3号）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 構成員の名簿

(2) 会則等

(3) 活動計画書

4 前項の規定による申請は、その受けようとする登録に係る年度の前年度の12月1日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から受け付けるものとする。

（登録の通知）

第9条 市長は、登録をしたときは、老人福祉自主活動団体登録決定通知書（様式第5号）により当該登録について申請した団体に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第10条 条例第10条に規定する老人福祉自主活動団体（以下「自主活動団体」という。）は、第8条第3項の規定による申請により届け出た次に掲げる事項（この条の規定により変更を届け出た事項を含む。）に変更があったときは、遅滞なく、老人福祉自主活動団体登録事項変更届出書（様式第6号）を市長に提出し、その旨を届け出なければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者の氏名、住所及び生年月日

- (3) 構成員の名簿
- (4) 会則等
- (5) 活動計画書に記載した活動の内容  
(自主活動団体の解散等の届出)

第11条 自主活動団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、老人福祉自主活動団体解散等届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 自主活動団体を解散するとき。
- (2) 第8条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自主活動団体の活動を継続できなくなったとき。

(自主活動団体の活動の報告)

第12条 自主活動団体は、その登録を受けた日の属する年度が終了したときは、速やかに、市長に対し、活動報告書及び当該年度の決算書を提出し、当該年度における活動の実績について報告しなければならない。

(自主活動団体が遵守すべき事項)

第13条 自主活動団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例及びこの規則その他関係法令を遵守して活動すること。
- (2) 自主活動団体の代表者又はその構成員のうちから代表者が指定した者にあつては、センターが定例的に開催する自主活動団体同士の情報交換、連絡調整等を行うための集会に参加すること。
- (3) 市の機関及び指定管理者がセンターにおいて実施する事業に積極的に参加すること。
- (4) 自主活動団体の構成員にあつては、積極的に、他の自主活動団体が開催するその活動の成果に関する発表会その他の行事（その準備を含む。）に参加すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が指示した事項を遵守すること。

(許可の申請)

第14条 条例第13条第1項の規定による許可の申請（第4項及び次条において「許可申請」という。）は、池田市立多世代交流センター使用許可申請書兼同意書（様式第8号）により行うものとする。

2 老人福祉エリア施設等（条例第13条第1項に規定する老人福祉エリア施設等をいう。以下同じ。）の使用（平日における老人福祉エリア施設（同項に規定する老人福祉エリア施設をいう。以下同じ。）及びセンター設備（同項に規定するセンター設備をいう。以下同じ。）の使用を除く。）に係る同項の規則で定める期間は、その使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）までとする。

3 平日における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用に係る条例第13条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる当該平日において老人福祉エリア施設又はセンター設備を使用しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 自主活動団体（その使用しようとする日を有効期間に含む登録を受けているものに限る。） その使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

(2) 前号に掲げるもの以外のもの その使用しようとする日の属する月の2

か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

- 4 前項第1号に規定する期間の初月において、自主活動団体が平日における老人福祉エリア施設の使用について許可申請をすることができる時間区分（条例別表第1備考1に規定する時間区分をいう。）の区分数は、合計4までとする。

（使用許可書）

第15条 指定管理者は、許可申請があった場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市立多世代交流センター使用許可書（様式第9号。以下「使用許可書」という。）を当該申請をしたものに交付する。

（変更許可）

第16条 条例第13条第3項の規定による同項の変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）は、当該変更に係る使用の日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）までに、池田市立多世代交流センター使用許可変更申請書兼同意書（様式第10号）を指定管理者に提出して行うものとする。この場合において、当該使用者は、その変更許可申請の際、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により使用者（同項に規定する使用者をいう。以下同じ。）であることの指定管理者の確認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、変更許可申請があった場合は、これを精査し、変更の許可を決定したときは、変更後の内容による使用許可書を当該変更許可申請をした使用者に交付する。この場合において、書面により交付された変更前の内容による使用許可書にあっては、指定管理者に返却しなければならない。

(使用者であることの確認)

第17条 使用者は、老人福祉施設エリア等の使用中において、指定管理者から求めがあったときは、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により使用者であることの確認に応じなければならない。

(使用許可の取下げ)

第18条 使用者は、その使用を取りやめようとするとき（第21条第1項第1号に規定する場合を除く。）は、池田市立多世代交流センター使用許可取下げ届（様式第11号。同項第3号において「取下げ届」という。）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、書面により交付された使用許可書にあっては、指定管理者に返却しなければならない。

(使用料の前納)

第19条 条例第15条第1項の規定による使用料の前納は、老人福祉エリア施設等の使用の許可を受けた日から起算して3日以内（老人福祉エリア施設等の使用の日の2日前の日以後に使用の許可を受けた場合にあつては、その使用前まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第20条 条例第15条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 官公庁が老人福祉エリア施設等を使用する場合（市の機関以外の官公庁がセンター設備を使用する場合を除く。） 使用料の全額
- (2) 市又は教育委員会の主催又は共催による催しの実施（当該催しを実施し、又は当該催しに参加するための準備を含む。）のために老人福祉エリア施設等を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額
- (3) 市又は教育委員会の後援による催しの実施（当該催しを実施し、又は当該催しに参加するための準備を除く。）のために老人福祉エリア施設等を

使用する場合 使用料の全額

(4) 市内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が教育又は保育の実施に交流エリア施設（条例第13条第1項に規定する交流エリア施設をいう。次号及び第6号において同じ。）を使用する場合（前3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(5) 市内に存する老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業その他の活動を行う団体が交流エリア施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動の実施に使用する場合に限り、第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(6) 地域コミュニティ推進協議会又は市内に存する自治会、町内会その他これらに類する団体として市長が認めるものが交流エリア施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動であって市長が必要と認めるものの実施に使用する場合に限り、第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(7) 自主活動団体が第8条第3項の規定により市長に提出した活動計画書に基づく活動の実施（当該活動を実施するための準備を含む。）のために老人福祉エリア施設又はセンター設備を使用する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の半額

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第15条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター使用料減免申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第12条の規定により登録の取消しを行う場合において、その登録を取り消そうとする日以後における老人福祉エリア施設又はセンター

設備の使用に係る使用料についてした減免の決定があるときは、当該減免の決定を取り消すことができる。

(使用料の還付)

第21条 条例第16条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由により老人福祉エリア施設等を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (2) 老人福祉エリア施設等を使用する日の14日前の日以前における最も遅いセンターの休館日でない日（次号において「使用14日前開館日」という。）までにされた変更許可申請による変更の許可に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額
- (3) 使用14日前開館日までに取下げ届の提出があった場合 既納の使用料の全額

2 条例第16条の規定により使用料の還付を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター使用料還付申請書兼請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の立入り等)

第22条 指定管理者は、職務遂行のため使用者が使用中の老人福祉エリア施設等に立ち入り、条例第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該使用者は、これを拒むことはできない。

(特別の設備の設置等)

第23条 条例第20条の許可を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター特別設備設置等許可申請書（様式第14号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、これを精査し、許

可を決定したときは、池田市立多世代交流センター特別設備設置等許可書（様式第15号）を当該申請をしたものに交付する。

（使用後の点検）

第24条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用が終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（毀損滅失届）

第25条 建物、附属設備（センター設備を含む。）又は備品を毀損し、又は滅失した者は、その毀損又は滅失後遅滞なく、池田市立多世代交流センター建物等毀損（滅失）届（様式第16号）により指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 令和8年4月1日

(2) 附則第3項及び第5項の規定 令和9年2月1日

(3) 附則第4項の規定 令和9年3月1日

（準備行為）

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定等に関する行為は、第4条から第7条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の例により行うものとする。

3 条例附則第3項の規定により行う登録の手続に関する行為は、第8条第3項及び第9条並びに様式第4号及び様式第5号の規定の例により行うものと

する。

- 4 条例附則第4項の規定により行う老人福祉エリア施設等の使用の許可に関する行為は、第14条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条並びに様式第8号から様式第15号までの規定の例により行うものとする。この場合において、第15条、第16条、第18条及び第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第8号から様式第11号まで、様式第14号及び様式第15号中「池田市立多世代交流センター指定管理者」とあるのは「池田市長」と、様式第8号及び様式第10号中「池田市長を通じてこの」とあるのは「この」とする。

(登録の有効期限に関する特例)

- 5 条例附則第3項の規定により条例の施行の日前にされた登録の有効期限は、第8条第2項の規定にかかわらず、令和10年3月31日とする。